

あなたの家の **住宅用火災警報器** 大丈夫ですか！？

消防法令により、すべての住宅やアパート、マンション（自動火災報知設備設置住宅は除く。）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

〔川崎市内においても、住宅用火災警報器の奏功事例が多数報告されています。〕  
 家人は外出し留守であったが、住宅用火災警報器（煙式）が鳴動し、通行人の女性が警報音に気づいたことにより、早期に火災の発見、通報につながったため、大きな被害に至りませんでした。

住宅用火災警報器の設置の義務化から、15年が経過しています。

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年！定期的な作動確認を！

2011年以前に製造された **消火器** は使えなくなる！？

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは **2021年12月31日** までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。



**期限が迫っています**

旧規格の消火器は **2021年12月31日**  
までに交換してください

**適応火災マークを確認してください**



文字表示の消火器は、  
交換が必要です。

**旧規格**

絵表示の消火器は、  
今後も設置可能です。

**新規格**

**適応火災のマーク**



掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119